

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第53号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月9日 06時30分ごろ	
発生場所	北海道江差町 <small>がもめしま</small> 鷗島灯台から真方位179° 2.7海里付近 (概位 北緯41° 49.5′ 東経140° 06.9′)	
事故等調査の経過	平成21年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <small>しょうぼう</small> 正寶丸、4.9トン HK3-106110（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <small>しょうせい</small> 正盛丸、3.2トン HK3-98666（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 球状船首に擦過痕 B 右舷中央部外板に縦約20cm、横約16cmの破口、機関濡損	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、北海道 <small>かみめくに</small> 上ノ国町沖の漁場から移動するため東進中、B船は、船長Bほか甲板員1人が乗り組み、上ノ国町沖で貝けた網漁の操業をしながら南進中、平成21年8月9日06時30分ごろ、A船の球状船首とB船の右舷中央部とが衝突した。 A船は、自力で帰航したが、B船は、損傷箇所からの浸水による沈没を避けるため、付近の砂浜に任意で乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 快晴、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：北向きの潮流 約1ノット	
その他の事項	A船は、漁場を移動するため魚網を揚げた際、風と潮流の影響により船首が東方を向いた。 船長Aは、A船船首が東方を向いた際、B船が左舷前方を南進中であることに気付いていたものの、B船との距離に余裕があると思い込み、後方の状況を確認しただけで、前方の状況を適切に確認しないまま発進した。 B船は、携帯式サイレン等の有効な音響による信号を備え付けておらず、低速のため舵が効き難い状態であった。 船長Bは、A船船首が東方を向き発進するところを視認していたが、少し眼を離して気付いた時にはA船が接近していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、漁場を移動する際、左舷前方を南進するB船に気付いていたものの、動静を適切に確認しなかったため、B船との距離に余裕があると思い込

	<p>み、東方に向首して発進したものと考えられる。</p> <p>B船は、操業しながら南進中、A船が、船首を東方に向けて発進したことに気付いていたものの、動静を適切に確認しなかったため、接近するA船に対し、機関を停止するなどの衝突を避ける動作をとらなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、上ノ国町沖において、A船が漁場を移動するため東進中、B船が操業しながら南進中、いずれも互いの存在に気付いていたものの、動静を適切に確認せずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>